

農業支援外国人受入事業の新制度への移行について

1. 経緯

- (1) 農業支援外国人受入事業については、現在、愛知県、京都府、新潟市、沖縄県が区域計画の認定を取得。計10社の特定機関（受入派遣企業）が基準適合の確認通知を受け、現状12名が、本資格で在留中。
- (2) 他方、平成30年12月8日に特定技能の創設（新制度）をはじめとする改正入管法案が成立し、同年12月25日に新制度に農業分野が含まれることが確定。

2. 新制度への移行方針(案)

- (1) 特区エリア内外における実態・意向調査結果を踏まえ、新制度施行（H31.4.1）後、以下の措置を行うことで、特区制度から新制度への段階的な移行を進める。
 - ① 新制度の施行期日後、速やかに、同事業に係る新規の区域計画の認定を停止する。
 - ② 既に区域計画認定を受けた地域においても、新制度の施行期日後、速やかに、新規の特定機関（受入派遣企業）の申請受付を停止する。
 - ③ 既に認定を受けた特定機関による新規の外国人材の受入れについては、当面、1年間程度を目途に認めることとする。
- (2) 上記を措置するに当たっては、本制度に基づく「農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針」の変更により対応する。
- (3) 本特例措置を法律上廃止する時期については、上記措置の施行状況を見極めつつ、次年度以降、適切なタイミングを見て判断する。